

報告事項

目的外利用に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について

1 概要

令和3年度第1回運営審議会で一括承認事項として「国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付(個別の法律の規定によらないものに限る。)」の基準に該当する公的給付を行うときは、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定等に必要な個人情報の「本人外収集」・「目的外利用」・「外部提供」を行うものとして差し支えないものとして承認を得ている。

この度、承認基準に該当する事業について、「個人情報の例外的取扱いに関する運営審議会承認事項一覧」に例示として追加するので、以下のとおり報告する。

2 目的外利用の例に追加する事業名及び目的外利用する内容

事業名	担当課	目的外利用する内容
家事支援用品の購入支援事業	子育て支援総合センター	認可保育所利用児童リスト等の保育サービス利用児童リスト

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家事育児ヘルパー等の対面型サービスの提供や活用が困難となっていることから、その補完として本事業では、保育サービスを利用していない1歳又は2歳の子どもを育てる家庭に対し、家事負担の軽減を図る家電等の購入を支援する。

3 承認基準への追加事項

【追加する例示】

目的外利用に係る一括承認基準	該当する法令名等(例示)	目的外利用の項目
24 国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付(個別の法律の規定によらないものに限る。)に関し、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定、施設入所者の把握その他の支給の実施に必要な職務遂行のために、支給対象者等に係る個人情報を目的外利用する場合	* 家事支援用品の購入支援事業 ・ 認可保育所利用児童リスト ・ 認定こども園利用児童リスト ・ 家庭的保育事業利用児童リスト ・ 小規模保育所利用児童リスト ・ 居宅訪問型保育事業利用児童リスト ・ 事業所内保育事業利用児童リスト ・ 認証保育所利用児童リスト ・ 定期利用保育利用児童リスト ・ 認可外保育施設利用児童リスト ・ ベビーシッター利用児童リスト	